

第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（案）（令和7年3月変更予定）

資料1-1

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（3）表彰、（5）情報の収集及び提供（継続）

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。



【食の環ロゴマーク】 サポーター育成用教材



【国際連携による情報共有】

（2）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。
- ✓ mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



【食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用】

（4）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。
 - ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。
- 【拡充】
- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

（6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。



（ガイドライン作成による食品寄附促進）

(参考) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (第1次)

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定（令和2年3月31日閣議決定）。

《我が国の食品ロスの状況》

(方針策定時)

事業系352万トン
家庭系291万トン

- ・食品ロス量は年間643万トン（平成28年度推計）
≒国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約390万トン）の1.6倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は51kg
→年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

消費者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の各主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『我が事』として捉え、行動に移すことを促進。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例)

- ・買物の前に家にある食材をチェック。
- ・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
- ・食卓に上げる料理は食べられる量に。
- ・外食時は食べられる量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

3010運動

注文の前、量を注文しましょう。

残飯後30分は、席を立たず、料理を減らしましょう。

お買い得10分は、自分の席に戻って、再度、料理を減らしましょう。



〔自己責任で持ち帰ることができることを明示した店舗ステッカー〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例)

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・外食での小盛りメニュー等の導入。
- ・持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例)

- ・食品ロス削減の施策の推進。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用。
- ・主催イベントでの食品ロスの削減。
- ・食品ロス削減の推進に関する表彰。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。



〔国の災害用備蓄食料の有効活用としてフードバンク団体へ提供〕



〔食品ロス削減全国大会の実施〕